

城東区役所 隨意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市城東区役所住民情報業務等委託(長期継続契約)	情報処理・人材派遣・その他	株式会社パソナ パソナ・大阪	292,644,000円	令和7年10月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

【地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に該当する随意契約理由】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市城東区役所住民情報業務等委託（長期継続契約）

2 契約相手方

株式会社パソナ パソナ・大阪

3 隨意契約理由

城東区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社パソナ パソナ・大阪の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナ パソナ・大阪と地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

城東区役所 窓口サービス課（住民情報） （電話番号 06-6930-9087）